

京都市告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和3年10月7日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
大喜多株式会社	行動援護	カーラ京都 2614081756	京都市西京区上 桂北ノ口町18 3番地	令和3年9月30 日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)